

# 単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙-1

## 増額変更の場合の例

### 受注者

- 単品スライドの請求  
(必要な情報、資料等)
  - ・対象品目、対象材料
  - ・変更請求概算額
  - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象



### 発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
  - **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
    - ① 実勢価格に基づく**変動後の金額**(**品目毎の合計金額**) 実勢価格は単価合意比率を考慮
    - ② 実際の購入金額(**品目毎の合計金額**)



「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

### 発注者

- **実勢価格にて**品目毎の変動額を算出



### 発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認  
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

### 発注者

- **実勢価格にて**スライド額を算定



受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

- **申し出のあった材料毎**にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照



「② 実際の購入金額」が安価となる品目

### 発注者

- **実際の購入金額にて**品目毎の変動額を算出



### 発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

### 発注者

- **実際の購入金額にて**スライド額を算定

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

# 実際の購入金額の確認フロー

別紙-1

## 受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
  - ・対象品目及び対象材料を申出※
  - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

- (補足) 見積りについて
- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

〔※単品スライドの請求時にあわせて提出〕

## 第1段階

### 発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

### <チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
  - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

### 実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

## 第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

### 発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

### <チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
  - ① 「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
  - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）+ 30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均+ 30%）

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

### <確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

### 実勢価格にて算出

〔実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の+ 30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能〕

実際の購入金額の妥当性が確認できる

### 実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる